



令和6年度危険物安全週間推進標語

ほし

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球」

<もくじ>

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

- ◆令和6年度「危険物安全週間」の実施について
- ◆令和6年度前期危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について
- ◆令和6年度前期危険物取扱者保安講習について

=====
=====
【広島市危険物安全協会からのお知らせ】
=====
=====

◆◆令和6年度「危険物安全週間」の実施について◆◆

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」としており、令和6年度は6月2日(日)から6月8日(土)までの7日間が危険物安全週間となります。

会員事業所等におかれましては、当該週間を契機に、危険物施設における保安体制の整備や危険物に関する知識の普及啓発等を図っていただくようお願いいたします。

— 事故を防ぐために大切なこと —

1. 整理整頓と点検 日常点検等の自主点検、定期点検
2. 人災の防止には 技術 管理 教育 の3対策の並行実施
3. 研修 訓練 情報の共有 (予防規定の遵守)
4. 施設の許可内容確認 (許可条件、許可時のタンク・配管の防食措置用の確認、施工図面確認)
5. 予兆を見逃さない。事故につながる危険な芽はすぐに摘む。異常なことを常態にさせない。

◆◆令和6年度前期危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について◆◆

当協会では、危険物取扱者試験(乙種第4類)に備えて、「対策講習会」や「直前講習(模擬試験)」を行っています。これらの講習会等の開催日時等は次のとおりです。

【対策講習会(1日コース)】

この対策講習会では、午前中に危険物関係法令を、午後に物理学及び化学等の解説を、それぞれ行います。

- 1 日時 令和6年5月25日(土)
9時00分～16時30分(受付8時30分～)
- 2 場所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号
(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)
- 3 受講料 8,500円
(テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生)
※ 当日の受付でお支払いください。
※ 非会員の方は、賛助会員【1年間有効】の入会費3,000円が必要です。
- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。
(FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。)
※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

【直前講習会(模擬試験)】

模擬試験及び試験直前の総まとめ講習を行います。

- 1 日時 令和6年6月8日(土)
9時45分～16時00分(受付9時15分～)
- 2 場所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号
(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)
- 3 受講料 3,500円(消費税を含む。)

当日受付でお支払いください。

- 4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。
(FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。)
- ※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

【問合せ先】

広島市危険物安全協会

電話 : 082-546-3498

FAX : 082-546-3497

Eメール : kiankyo@nifty.com

【その他】

詳細は当協会のホームページをご覧ください。

◆◆令和6年度前期危険物取扱者保安講習について◆◆

危険物取扱者保安講習とは、消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習です。

1 受講義務者

危険物取扱者免状の交付を受けており、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している人は、次の期日までに講習を受講しなければなりません。**もし、受講しなかった場合は消防法違反となりますので、ご注意ください。**

- (1) 危険物の取扱作業に新たに従事する人は、その日から1年以内。
ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における4月1日から3年以内。
- (2) 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している人は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。

2 広島市での講習日

≪講習会場は広島県健康福祉センター（広島市南区皆実町1-6-29）≫

- (1) 令和6年7月31日(水)
13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)
- (2) 令和6年8月1日(木)
9時30分～12時30分・・・給油取扱所
13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)
- (3) 令和6年8月2日(金)
9時30分～12時30分・・・その他(給油取扱所以外)
13時30分～16時30分・・・給油取扱所

※「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している人を対象とした講習。

「その他(給油取扱所以外)」とは、給油取扱所及び石油コンビナート等特別防災区域内の製造所等以外の製造所等において危険物の取扱作業に従事している人を対象とした講習。

なお、受講日時及び講習会場は受講票によって指定し、本人あてに通知されます。

3 受講申請書の配布場所

- ・ 広島市消防局・各消防署
- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会
- ・ 広島県消防保安課(県庁北館4階)

4 受講申請書の受付期間等

- ・ 受付期間 **令和6年5月7日(火)～5月20日(月)**

《受付期間終了が迫っていますのでお急ぎください。》

《申込が期限に間に合わなかった方は

(一社) 広島県危険物安全協会連合会(082-261-8251)にご相談ください。》

5 受講申請書提出先

次のいずれかに提出してください。

- ・ 広島市消防局・各消防署～持参のみ

※ 土曜・日曜・祝日は受付はしていません。

なお、受付時間は8時30分から17時15分(12時～13時は除く)

となっています。

- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会～持参又は郵送

※ 持参する場合、土曜・日曜・祝日は受付はしていません。
なお、受付時間は9時から16時30分(12時～13時は除く)
となっています。

6 問合せ先

- ・(一社) 広島県危険物安全協会連合会

〒732-0053 広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階

電話 : 082-261-8251

- ・広島県消防保安課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電話 : 082-513-2791

◇広島市危険物安全協会事務局◇

〒730-0051

広島市中区大手町五丁目20-12 (広島市消防局4F)

TEL(082)546-3498(直通)・FAX(082)546-3497

Eメール kiankyo@nifty.com

ホームページアドレス <http://kiankyo.o.oo7.jp/>
